

2

令和2年度小田原市

保育所等利用の手引き

保育所等を利用するにあたって

保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業（以下「保育所等」）は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子様を保育できないときに、保護者の方に代わって一定時間の保育を行う「お子様のため」の施設です。この申込書は、保育所等の利用のための申込書です。幼稚園や認定こども園（幼稚部）の利用申込みはできませんのでご注意ください。

保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要がありますが、小田原市では保育所等利用の申込手続きで認定申請を兼ねていますので、事前に認定の手続きをする必要はありません。

令和2年度申込受付期間・提出期限 （市外からの申込み・市外保育所等への申込み⇒8ページに記載）

【令和2年4月利用分 申込書受付期間】※土・日・祝日は除く。

- ・1次募集 令和元年10月1日（火）～11月8日（金） 8時30分～17時

※ただし、申込に係る不足書類は11月15日（金）まで受付

- ・2次募集 令和元年11月11日（月）～令和2年1月31日（金） 8時30分～17時

【令和2年5月～令和3年3月利用分 申込書提出期限】

- ・利用を希望する月の前月10日の17時まで（10日が休みの場合は前開庁日）

【申込受付場所】

小田原市役所本庁舎5階 緑通路 保育課 TEL：0465-33-1451

※ 原則郵送は受け付けておりません。

【保育所等の利用単位】

保育所等の利用は、月単位での利用となります。月の途中からの利用はできません。

出生前のお子様の申込みも可能です。申込書の児童氏名・生年月日・性別を空欄にし、母子健康手帳の写し（出産予定日が分かるページとお母様の名前が記載されているページ）を添付してください。

出生後すみやかに、その旨を保育課にご連絡ください。

もくじ

◇ 見学のポイント・・・・・・・・・・	P.2	5 転園の申込みについて・・・・・・・・	P.10
◇ 小田原市内認可保育所一覧・・・・・・・・	P.3	6 申込み後の変更事項について・・・・・・・・	P.11
◇ 小田原市内認定こども園		7 申込みにあたっての注意事項・・・・・・・・	P.11
小規模保育事業一覧・・・・・・・・・・	P.4	8 保育所等入所後について・・・・・・・・	P.12
1 保育を必要とする事由・・・・・・・・	P.5	9 保育時間について・・・・・・・・	P.13
2 申込み先・・・・・・・・	P.8	10 利用者負担金（保育料）について・・・・	P.14
3 保育所等の利用までの流れ・・・・・・・・	P.9	11 その他の保育サービスについて・・・・	P.19
4 必要な書類について・・・・・・・・	P.10		

～ 申込みの前に！保育所等見学のポイント ～

ご希望の保育所等に直接連絡し、入所を希望する児童と

一緒に事前の見学をお願いします。

□保育所の場所を確認しましょう！

ご自宅から保育所までの通園経路、所要時間も確認しましょう。保育園の送迎時には、電車内や道路が混み合うこともあります。事前に通園可能な保育所かを確認しましょう。

□保育所の様子を確認しましょう！

保育所の見学は外観だけではなく、保育所での園児の生活の様子や雰囲気、施設の様子も確認しましょう。保育所によって保育の方針やイベント等も異なります。施設の設備や雰囲気が、お子様にあった環境かどうか確認しておきましょう。

□保育時間を確認しましょう！

保育所によって開設時間が異なります。ご自身の通勤時間、就労時間等を考慮して、無理なく送迎することが可能か確認しましょう。また、延長保育や土曜日保育等の対応も保育所によって様々です。ご利用をご検討されている場合は、事前に各保育所に相談してください。

□保育料金の確認をしましょう！

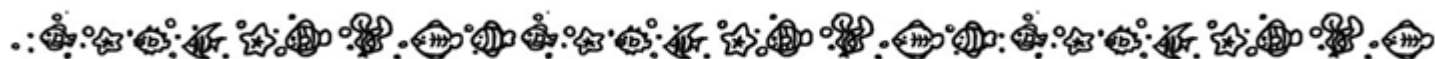
月ごとにお支払いいただく保育料（利用料）については、令和元年10月1日から3歳クラス以上で無償化されますが、それとは別に副食費、教材費や制服代等、別途料金が発生する場合があります。別途発生するこれらの料金については、保育所によって状況が異なるため、見学時に事前に確認しておきましょう。

□お子様の体調面や不安な部分は相談しましょう！

保育所は、お子様が一日の大半を過ごす大切な場所となります。保育所の職員も皆様の大切なお子様を安全にお預かりするため、常日頃注意を心がけています。

お子様が楽しく、安全に一日を過ごせるよう、お子様の状況に合わせた保育士の配置や、保育対応のための環境づくりについて、予め保育所で準備する時間が必要となります。

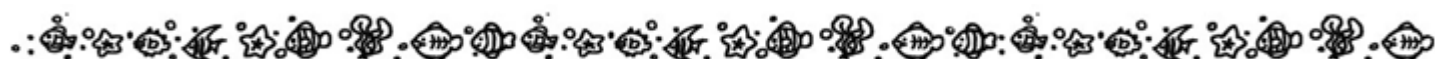
お子様の体調面、普段の生活の中で気になることやアレルギー等、園生活で不安を感じる点については見学時、遠慮せずに保育所の先生に伝えるようにしましょう。



保育所はお子様長い時間を過ごす大切な場所となります。

保育所によって施設や雰囲気、保育の中で大事にしていることなども様々です。

お子様と一緒に、実際に保育所を目で見て通園が可能な保育所を選びましょう。



小田原市内認可保育所一覧

令和2年4月1日現在

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員 (乳児定員)	開設時間(短時間保育)	保育年齢	延長	一時	病後児	電話番号 FAX番号
公立 保育所	小田原市	下曾我保育園	250-0206 曾我原347	100 (14)	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	4か月～	○			42-0951 42-0951
	小田原市	曾我保育園	250-0208 下大井104	45 (9)	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	4か月～	○			42-2852 42-3323
	小田原市	豊川保育園	250-0862 成田654-5	70 (5)	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	1歳～	○			36-4754 36-4754
	小田原市	早川保育園	250-0021 早川2-3-13	120 (15)	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	4か月～	○			22-2710 22-2710
	小田原市	桜井保育園	250-0851 曾比2153-2	130 (28)	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	4か月～	○			36-0710 36-0710
公私 連携型 保育所	社会福祉法人	上府中保育園	250-0215 千代694-1	90 (18)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	産休明け～	○			42-1642 42-7720
民間 保育所	社会福祉法人	小田原愛児園	250-0004 浜町1-3-8	300 (0)	7:00 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は17:00まで	2歳～	○	○	○	22-3523 22-3524
	社会福祉法人	小田原乳児園	250-0004 浜町2-12-15	80 (80)	7:30 ~ 18:30 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は17:00まで	産休明け～1歳		○		22-3523 22-3524
	社会福祉法人	クレヨンの森保育園	250-0034 板橋544	70 (13)	7:00 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	3か月～	○			24-1352 22-9915
	一般財団法人	足柄保育園	250-0001 扇町2-17-2	90 (20)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は8:30～16:30まで	産休明け～	○	○		34-2528 32-3770
	社会福祉法人	みゆき愛児園	250-0012 本町4-6-18	60 (16)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は17:00まで	産休明け～	○			22-3722 22-3723
	社会福祉法人	中島保育園	250-0005 中町2-13-48	150 (30)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は15:00まで	3か月～	○			22-4359 23-3635
	社会福祉法人	山王保育園	250-0003 東町1-30-30	100 (24)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	産休明け～	○	○		34-0380 35-4911
	社会福祉法人	久野保育園	250-0055 久野1550	120 (15)	7:00 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は17:00まで	3か月～	○			35-2253 32-0245
	宗教法人	五百羅漢保育園	250-0001 扇町5-7-35	90 (36)	7:30 ~ 19:30 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は15:00まで	3か月～	○			34-3247 35-9470
	特定非営利活動法人	螢田愛児園	250-0865 蓮正寺783	50 (10)	7:00 ~ 19:00 (7:30 ~ 15:30) 土曜日は15:30まで	6か月～	○			36-1914 37-3923
	社会福祉法人	荻窪保育園	250-0042 荻窪542-5	150 (24)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	産休明け～	○			34-4596 34-4596
	社会福祉法人	国府津保育園	256-0812 国府津3-11-25	120 (28)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	産休明け～	○	○		47-3355 47-3354
	社会福祉法人	石塚保育園	256-0812 国府津2769	120 (30)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は15:00まで	産休明け～	○			47-3367 47-3367
	特定非営利活動法人	さくら保育園	256-0816 酒匂6-6-30	90 (18)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は17:00まで	産休明け～	○			47-6611 47-6614
	宗教法人	城前寺保育園 (本園)	250-0204 曾我谷津592	90 (12)	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は15:00まで	産休明け～	○	○	○	42-0140 42-2164
	宗教法人	城前寺保育園 かものみや分園	250-0874 鴨宮670-1	20 (10)	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は15:00まで	産休明け～2歳	○	○		20-9914 20-8955
	宗教法人	城前寺保育園 そが分園	250-0203 曾我岸132	20 (6)	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は15:00まで	産休明け～3歳	○	○		41-1116 41-1126
	社会福祉法人	富水保育園	250-0852 栢山1946	120 (20)	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は17:30まで	3か月～	○			36-0531 36-0835
	社会福祉法人	西大友保育園 (本園)	250-0212 西大友485-2	90 (8)	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は8:00～17:30まで	1歳～	○	○		36-4378 36-5660
	社会福祉法人	西大友保育園分園 みらい	250-0212 西大友470-1	20 (20)	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は8:00～17:30まで	産休明け～1歳	○	○		46-6222 36-5660
	社会福祉法人	下府中保育園	250-0872 中里184-6	80 (20)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	産休明け～	○			47-8294 48-3430
	社会福祉法人	春光保育園	250-0874 鴨宮444	160 (24)	7:00 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:30まで	7か月～	○	○		48-5162 48-7164
	社会福祉法人	報徳保育園	250-0852 栢山880	100 (22)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	3か月～	○	○		36-0272 36-1619
	社会福祉法人	たんぼぼ保育園	250-0052 府川139-2	70 (21)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は8:00～16:45	産休明け～	○			35-6505 35-5854
	社会福祉法人	桃重保育園	256-0815 小八幡4-1-13	90 (12)	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	産休明け～	○	○		48-6770 48-6777
	一般財団法人	南鴨宮あいじ園	250-0875 南鴨宮3-48-12	37 (11)	7:00 ~ 20:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日と同じ	5か月～	○			49-3550 49-3550
	株式会社	お花畑保育園	250-0875 南鴨宮3-23-24	30 (7)	7:30 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は8:00～18:00	6か月～	○			46-0872 46-0873
	株式会社	保育園 大地	250-0853 堀之内458	45 (8)	7:30 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は8:30～15:00まで	10か月～	○			37-4619 37-4635
株式会社	保育園 大空	250-0852 栢山3602-4	45 (10)	7:30 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は8:30～15:00まで	10か月～	○			25-5564 87-7959	

※ 利用可能時間は、各保育所等の開設時間の範囲内で、基本的に11時間(標準時間)または8時間(短時間)の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各園にお問合せください。

※ 上府中保育園については、平成31年4月から民間保育所(公私連携型保育所)となりました。

次のページに認定こども園、小規模保育事業の一覧を掲載しています。

小田原市内認定こども園・小規模保育事業一覧

令和2年4月1日現在

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間(短時間保育)	保育年齢	延長	一時	病児見	電話番号
				(乳児定員)						FAX番号
こども認定園	社会福祉法人	小田原みどり学園 (保育部)	250-0005	75	8:00 ~ 18:00 (8:00 ~ 16:00)	10か月~				23-2866
			中町1-15-11	(5)	土曜日は13:00まで					24-3986
	特定非営利活動法人	こひつじ学園 (保育部)	250-0854	15	7:00 ~ 18:00 (9:00 ~ 17:00)	3歳~				36-1789
			飯田岡336	(0)	土曜日は14:00まで					36-7386

- ※ 小田原みどり学園、こひつじ学園は、ここに示した利用定員以外に教育利用の利用定員を設定しています。
- ※ 小田原市内の認定こども園は、民間のみです。
- ※ 利用可能時間は、各保育所等の開設時間の範囲内で、基本的に11時間(標準時間)または8時間(短時間)の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各園にお問合せください。

令和2年4月1日現在

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間(短時間保育)	保育年齢	延長	一時	病児見	電話番号
				(乳児定員)						FAX番号
小規模保育事業	個人	矢作愛児園 【連携先:さくら保育園】	250-0873	16	7:00 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00)	産休明け~2歳	○			48-4144
			矢作17-9	(8)	土曜日は16:00まで					48-5543
	株式会社	育みの家カンガルー栄町第1 【連携先:新玉幼稚園】	250-0011	11	7:00 ~ 19:00 (7:00 ~ 19:00)	産休明け~2歳	○			23-1024
			栄町2-5-28	(7)	土曜日は7:30~18:00					46-9656
	社会福祉法人	アマッチ保育園 【連携先:下府中保育園】	250-0872	19	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30)	産休明け~2歳	○			43-9226
			中里183-8	(12)	土曜日は16:00まで					43-9226
	社会福祉法人	たんぼぼの家 【連携先】 たんぼぼ保育園 こひつじ学園 ※各施設の受入枠定員有	250-0854	19	7:00 ~ 18:00 (8:30 ~ 16:30)	産休明け~2歳				39-2010
			飯田岡454	(12)	土曜日は8:00~16:45					39-2011
	株式会社	保育所モナミ桑原園 【連携先:豊川保育園】	250-0862	19	7:00 ~ 19:00 (7:00 ~ 15:00)	産休明け~2歳	○			43-7799
			成田794-2	(12)	土曜日と同じ					43-7799
	有限会社	ぎんがむら保育園 【連携先:荻窪保育園】	250-0045	18	7:00 ~ 20:00 (8:30 ~ 16:30)	4か月~2歳	○			44-4215
			城山2-3-1-202	(10)	土曜日は19:00まで					44-4215
	株式会社	サンライズキッズ保育園 小田原園 【連携先】 桜井保育園 報徳保育園 富水保育園 保育園大地 ※各施設の受入枠定員有	250-0851	19	7:00 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00)	4か月~2歳	○			050-5807-2229
			曾比1755-1	(12)	土曜日は18:00まで					20-3901
	株式会社	保育所モナミ蓮正寺園 【連携先:友愛幼稚園】	250-0865	19	7:00 ~ 19:00 (7:00 ~ 15:00)	産休明け~2歳	○	○		44-4600
蓮正寺103-5			(11)	土曜日は18:00まで	44-4563					
特定非営利活動法人	おだわら・もあな保育園 【連携先】 国府津保育園 石塚保育園 桃重保育園 ※各施設の受入枠定員有	256-0812	9	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30)	10か月~2歳	○			42-9990	
		国府津2-4-4	(5)	土曜日は18:00まで					42-9990	
株式会社	育みの家カンガルー久野第2 【連携先:久野保育園】	250-0055	19	7:00 ~ 19:00 (7:00 ~ 19:00)	産休明け~2歳	○	○		46-9215	
		久野860	(11)	土曜日は18:00まで					46-9216	
特定非営利活動法人	豊川すざらん保育園 【連携先:豊川保育園】	250-0862	19	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30)	4か月~2歳	○			87-5625	
		成田646-3	(11)	土曜日は18:30まで					87-5294	

- ※ 小田原市内の小規模保育事業は、民間のみです。
- ※ 保育年齢クラス終了後は、それぞれの連携先に入所することができます。
- ※ 利用可能時間は、各保育所等の開設時間の範囲内で、基本的に11時間(標準時間)または8時間(短時間)の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各園にお問合せください。
- ※ サンライズキッズ保育園小田原園、たんぼぼの家及びおだわら・もあな保育園の連携先については、連携先ごとに受入枠の定員があるため、定員を上回る希望がある場合は、市で改めて入所選考を行い、連携先を決定いたします。

●保育所等の見学について

各施設では、お子様の保育を行っていく際に、施設ごとに特色のある保育を行っております。保育所等の利用申込みにあたっては、事前に希望される保育所等の見学をお願いします。

保育所等によっては指定日を設けて見学会を行ったり、園長先生が直接個別対応したりするなど、施設ごとに対応方法が異なりますので、必ず事前に希望の保育所等に連絡してから見学に行ってください。お子様の健康状態等に何か心配な点などがある場合は、受入態勢などを事前に相談してください。

※ 施設側も保育所等の運営を行いながら「保育所見学」に対応しておりますので、園の行事(運動会や発表会など)の日程により、ご希望の日時に見学が受けられない場合があります。

1. 保育を必要とする事由

お子様の保護者が次の事由（①～③）のどれかに該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所等を利用することができます。

事由が発生している期間のみ保育所をご利用できます。事由ごとの利用期間が切れた場合は、他の事由が新たに発生しない限り保育所等を利用することが出来ませんので、年度の途中であっても退所していただくこととなります。

申込みに当たり必要な提出書類は事由ごとに異なります。10ページの「4. 必要な書類について」とあわせてご確認ください。

保育を必要とする事由	利用期間	提出書類	備考
①就労（内定）している場合（一日4時間以上かつ、一月15日以上）の就労が最低基準）	就労している期間のみ保育所等を利用することができます。仕事を辞めた場合は保育所等を退所していただくこととなりますのでご注意ください。 ※きょうだいで申請する場合、きょうだいでいずれかの利用がきまった場合でも就労を開始する必要があります。	就労証明書（別添様式） ※指定様式以外のものは原則受付していません。	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書は、事業主に記入してもらってください。 ●就労証明書は、発行日から <u>3か月以内</u>のものを提出してください。 ●勤務先が自営業又は事業主が親族（就労者本人を含む）、農業、漁業に従事している場合、<u>自営を証明する書類（営業許可証、開業届等）</u>または<u>収入を証明する書類（確定申告書、源泉徴収票等）</u>が必要です。証明書類がない場合には書類不備扱いとなります。 ●就労証明書の訂正には、事業主の訂正印が必要です。 ●「1日の就労時間が4時間以上かつ1か月の平均就労日数が15日以上」を満たしていない場合は、就労の事由とすることができません。現状はこの時間と日数を下回るが、保育所等入所次第、時間と日数が増える場合には、その旨と具体的な時間と日数を備考欄に記入してもらってください。
	保護者が育児休業明けの場合は、復職（予定）日によって利用申込みができる月が決まります。 <ul style="list-style-type: none"> ・1日～14日付の復職 → 復職月の前月1日からの利用申込みができます。 （例）5月14日復職 → 4月1日からの利用申込みが可能 ・15日～31日付の復職 → 復職月の当月1日からの利用申込みができます。 （例）5月15日復職 → 5月1日からの利用申込みができます。 ※育児休業期間中に、復職を早めて利用を希望する場合は、就労証明書の「保育所等入所次第育児休業を切上げて職場復帰可能」が「可」である必要があります。 ※入所月の翌月14日までに必ず復職する必要があります。		
②妊娠中や、出産後間もない場合	出産（予定）月を基準として <u>出産前3か月と出産月、出産後3か月の最長7か月間</u> 、保育所等を利用することができます（利用開始月にかかわらず出産後3か月の末日までの利用となります）。出産後、そのまま育児休業を取得する場合であっても、保育所等を継続して利用することができます。	母子手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。 ●出産事由期間の終了後も申込みを続ける場合には、ほかの事由が必要となりますので、その事由が確認できる書類の提出が必要です。 ●出産事由で入所していて、引き続き育児休業を取得する場合には、育児休業期間の記載された就労証明書の提出が必要です。
③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合	病気やけがなどの事由により保育所等を利用する場合は、 <u>医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間</u> のみ利用することができます。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。	診断書 障害者手帳 療育手帳	<ul style="list-style-type: none"> ●診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は診断書の提出は不要です。

保育を必要とする事由	利用期間	提出書類	備考
④親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合	病人の看護等の事由により保育所等を利用する場合は、看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間のみ利用することができます。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。	看護等を必要とする方の診断書 障害者手帳 療育手帳	●診断書には、「看護等が必要なため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの場合は診断書の提出は不要です。
⑤求職活動をしている場合	求職活動の事由により保育所等を利用した場合は、利用期間が入所開始月から <u>3か月間</u> となります。	ハローワーク 雇用保険受給者資格証 ※所持していない場合不要	●すでに求職活動を実施している方で、それを証明する書類が準備できる方は提出してください。 ●期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、就労が決定したら速やかに就労先に就労証明書の発行を依頼してください。なお、就労時間等の都合により保育時間を保育短時間（8時間）から保育標準時間（11時間）に変更する場合には、別途届出が必要となります。
⑥就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）	就学している期間のみ保育所等を利用することができます。卒業した場合や休退学をした場合は保育所等を退所していただくことになりますのでご注意ください。 ※原則、月60時間以上。	在学証明書 就学時間の分かる書類	●在学証明書は、各学校の様式のもので提出してください。 ●カリキュラムやシラバスのような就学時間（時間割）の分かる書類を提出してください。
⑦地震、火災などの災害の復旧にあたる場合	/	り災証明書	/
⑧虐待やDVのおそれがある場合	左の理由、その他の理由で保育所等を利用する場合、保育を必要とする事由の状況に応じて判断いたします。状況により必要な提出書類が異なりますので、小田原市保育課にお問い合わせください。		
⑨その他			

●入所可能年齢

保育開始年齢は、保育所等によって違います。利用を希望する月に保育可能な年齢であるか保育所等に確認してからお申込みください。

保育所のうち、「小田原乳児園」は1歳児クラス修了までとなります。

保育所のうち、「分園」は次の表のクラス修了までの利用となり、修了後はそれぞれの本園に通うようになります。他園を希望する場合は改めて新規申込みが必要です。

城前寺保育園かものみや分園 2歳児クラスまで	⇒	城前寺保育園（本園：曾我谷津）
城前寺保育園そが分園 3歳児クラスまで		
西大友保育園分園 みらい 1歳児クラスまで	⇒	西大友保育園（本園）

小規模保育事業については、すべての施設が2歳児クラス修了までの利用期間となりますのでご注意ください。2歳児クラス修了後、3歳児クラスから、施設ごとに設定されている連携施設に引き続き通うことができますようになります。他園を希望する場合は改めて新規申込みが必要です。

小規模保育事業	連携施設
矢作愛児園	さくら保育園
育みの家カンガルー栄町第1	新玉幼稚園
アミッチ保育園	下府中保育園
たんぽぽの家	たんぽぽ保育園、こひつじ学園の2か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定いたします。※
保育所モナミ桑原園	豊川保育園
ぎんがむら保育園	荻窪保育園
サンライズキッズ保育園 小田原園	桜井保育園、報徳保育園、富水保育園、保育園大地の4か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定いたします。※
保育所モナミ蓮正寺園	友愛幼稚園
おだわら・もあな保育園	国府津保育園、石塚保育園、桃重保育園の3か所。 それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、市で改めて入所選考を行い、入園先を決定いたします。※
育みの家カンガルー久野第2	久野保育園
豊川すずらん保育園	豊川保育園

※連携先が複数設定されている小規模保育事業について、11月以降に2歳児クラスに入所された場合は、連携施設の入所は保証されませんのでご注意ください。

2. 申込み先

●小田原市内にお住まいの方で、市内の保育所等の入所を希望する場合

1 ページの令和2年度申込受付期間・提出期限のとおりにお申込みください。

●小田原市内にお住まいの方で、市外の保育所等の入所を希望する場合

受付場所	小田原市役所本庁舎5階 緑通路 保育課
受付期間	希望する保育所等がある市区町村が設定する締切日の1週間程度前まで ※小田原市から希望先市区町村に郵送しますので、余裕をもって提出してください。 ※市区町村によって、申込み事由等が異なりますので、事前に、希望する保育所等がある市区町村の保育担当課に、「申込みが可能か」「申込締切日」「必要書類」「受入年齢」など必要事項を確認してください。
必要書類	小田原市様式の申込書および添付書類一式と、希望先市区町村の指定する書類
選考結果の通知	希望先市区町村での選考後に、小田原市から選考結果の通知をします。
入所後保育料	小田原市の基準により算定。支払先の詳細は15ページ。

※申請中に小田原市外へ転出される方については、取下げ書の提出が必要です。また転出先で改めて入所申込を行ってください。

●小田原市外にお住まいの方で、小田原市内の保育所等の入所を希望する場合

受付場所	申込時点でお住まいの市区町村の保育所等入所申込窓口 ※お住まいの市区町村によっては、申込先の市区町村へ直接申込みの場合があります。事前に、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
受付期間	小田原市の設定する締切日（1ページ記載の提出期限）の1週間程度前まで ※お住まいの市区町村から小田原市に書類が送付されますので、締切日までに書類が届くよう、余裕を持ってお申込みください。
必要書類	・お住まいの市区町村で使用する申込書一式 ・小田原市に転入することを証明する書類 （賃貸契約書や不動産売買契約書の写し等、小田原市への転入時期、転入後の住所が記載されているもの） ※提出があると利用選考にあたり小田原市民と同様の選考指数となります。
選考結果の通知	小田原市での選考後に、小田原市からお住まいの市区町村に対して結果を送付します。その後、お住まいの市区町村から保護者あてに結果の通知がされます。
転入後手続	小田原市への転入後は、改めて小田原市での申込みをし、支給認定を受ける必要があります。転入後すみやかに行ってください。
入所後保育料	お住まいの市区町村の基準により算定。支払先の詳細は15ページ。

申込時点で、住民登録（住民票）がある自治体から申し込むこととなります。

例えば、令和2年4月からの小田原市内の保育所利用を希望しているが、令和元年11月8日（1次申込締切日）の時点では、まだ小田原市外に住民登録があるといった場合には、申込時点で住民登録がある自治体に申込みをしていただくようになります。

申込後に、小田原市に住民登録を移した際には、小田原市民としての申込みの手続きを改めてしていただくようになりますので、保育課までお越しくください。

3. 保育所等の利用までの流れ

～申込後の流れ～

①保育の必要性の認定

※「9. 保育時間について」の項目と合わせてお読みください。

保育所等の利用にあたり、「子どものための教育・保育給付」の認定を受けることになります。認定の区分は、年齢や利用希望の施設によって3つに分かれます。

認定証は、選考結果にかかわらず、お申込みいただいた方全員に発行されます。

認定区分	対象	主な利用施設
1号認定	お子様が満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園（幼稚部）
2号認定	お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園（保育部）
3号認定	お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園（保育部） 小規模保育事業等

※「1号認定」に該当する方は、幼稚園や認定こども園（幼稚部）に直接申込みとなります。

※年度途中でお子様が満3歳を迎える場合、3号認定から2号認定に変更となりますが、満3歳を迎えた年度については、認定区分変更に伴う利用者負担額の変更はありません。認定変更の通知は、市から届きます。

②利用の選考

保育所等利用申込者の「保育を必要とする事由」を指数化し、その指数の高い方から順に希望の保育所等の受入れできる児童数を基に、利用する保育所等を公平に判定します。

保育所等の受入枠が確保できた児童に対して「内定通知」を、受入枠を確保できなかった方には「不可の通知」を書類選考結果として郵送にて通知します。

「内定」となった方は、各施設に連絡をとっていただき、面接を行ってください。

※「令和2年度保育所等利用判定基準表」は、小田原市ホームページの保育所等利用申込みに関するページに掲載する予定です。

書類選考結果通知の発送予定

- ・令和2年4月利用 1次判定・・・・・・・・令和元年12月下旬頃
- ・令和2年4月利用 2次判定・・・・・・・・令和2年2月下旬頃
- ・令和2年5月～令和3年3月利用分・・・・利用希望月の前月の20日頃

③利用の決定

保育所等との面接の結果、集団保育への参加に問題がないと確認できた場合、正式に保育所等の利用が決定します。

保育所の利用が決定した方については、小田原市から「保育の実施決定通知書」を郵送にてお送りします。認定こども園（保育部）、小規模保育事業の利用が決定した方については、施設との直接契約となります。

（詳細は園との面接時にご確認ください。）

決定通知の発送予定

- ・令和2年4月利用 1次判定・・・・・・・・令和2年1月下旬頃
- ・令和2年4月利用 2次判定・・・・・・・・令和2年3月中旬頃
- ・令和2年5月～令和3年3月利用分・・・・利用希望月の前月の月末

～毎月の選考結果について～

毎月の保育所等の選考結果については、市役所本庁舎保育課前通路に掲示しているほか、小田原市ホームページにおいても公表しております。

4. 必要な書類について

保育所等の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、漏れのないようご注意ください。
(申込書類は、市ホームページからもダウンロードすることができます。)

～兄弟姉妹で申し込む場合～

お子様ごとに申込書が必要になります。保育所の受入の状況によっては、同じ保育所等に入所できない場合もあります。申込書に兄弟姉妹の利用の優先順位について、「同じ月に同じ施設を希望」「別々の施設でもよい」「上の子から先に希望」など、希望を記入する欄がありますのでご検討ください。

1. 保育所等利用申込書

太枠の中を記入漏れのないように記入してください。ご不明なところはお問い合わせください。

2. 保育所等利用申込みチェックシート

お申込みいただく内容について、特に確認をしていただきたい内容を記載しておりますので、確認後チェックしていただき、申込書と一緒にご提出ください。

3. 保育所等利用児童健康状態調査票

お子様の病気履歴や生活状況、アレルギー等について事前に調査させていただき、保育所等での面接時に活用させていただきます。※出産前に入所申込する場合は、出産後1カ月以内に必ずご提出ください。

4. 「保育を必要とする事由」を証明する書類

保育を必要とする事由に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類をご提出ください。申込期限までに提出書類が未提出の場合、選考において不利になることがありますので、ご注意ください。

※5～6ページの事由ごとの提出書類をご確認ください。

5. 利用者負担金(保育料)算定及び副食費徴収対象判定の基礎となる書類(市外に住民票がある(あった)方)

平成31年1月2日以降に小田原市へ転入してきた方、また、単身赴任により小田原市外に住民票がある方は、マイナンバーの提供に御同意いただけない場合、保育料の算定または副食費徴収対象の判定を行うための資料の提出が必要です。現在同居している祖父母についても、同様の場合は提出が必要です。

※住民税未申告の方は、マイナンバーを御提供いただいても算定できないため、必ず住民票のある(あった)居住地で税の申告を行ってください。

対象者	提出書類	備考
平成31年1月1日時点で小田原市外に住民登録があった方	令和元年度住民税課税(非課税)証明書	●平成31年1月1日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。 ※4月分から8月分までの保育料の算定または副食費徴収対象の判定を行うために必要となります。
外国にいた方	平成30年1月～同年12月の1年間の収入の分かる書類	
令和2年1月1日時点で小田原市外に住民登録があった方	令和2年度住民税課税(非課税)証明書	●令和2年1月1日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。 ※9月分からの保育料の算定または副食費徴収対象の判定を行うために必要となります。 ※「令和2年度住民税課税(非課税)証明書」は、令和2年7月以降でないとい発行できませんので、それ以前に申込みをされる方はその時点では提出の必要はありません。
外国にいた方	平成31年1月～令和元年12月の1年間の収入の分かる書類	

※外国にいた方については、住民税の税額情報が確認できないため、マイナンバーの御提供をいただいた方でも収入のわかる書類の提出が必要となります。

5. 転園の申込みについて

保育所等に既に入所している方で転園を希望される場合の申込み方法および提出書類は、新規申込みをする場合と同じです。受付期間を確認し、保育課に書類を提出してください。窓口にて、現在通っている保育所等を退所して新規申込みをするのか、転園先が決定するまでは現在の保育所等に通り続けるのかをお伝えください。

6. 申込み後の変更事項について

申込後の変更事項については、すみやかに届け出てください。毎月10日（休みの場合は前開庁日）まで（※）に届出されたものを翌月からの利用の選考に反映させています。（※令和2年4月申込みについては、1次は令和元年11月8日、2次は令和2年1月31日までに提出されたもの）

利用希望保育所等の変更・兄弟姉妹の利用の優先順位の変更	申込後に利用を希望する保育所等の追加・削除・順番の変更や、兄弟姉妹の利用の優先順位の変更をする場合には、保育課窓口にて変更の手続きを行ってください。
求職中から就労が決定(内定)した場合	就労決定（内定）先の就労証明書をご提出ください。また、保育時間の変更を希望する場合には合わせて変更の届出を提出してください。
申込み中に退職したとき	その旨を保育課に届け出してください。また、求職活動をする場合にはその旨も届出してください。
申込み中に転職したとき	転職先の就労証明書をご提出ください。
育児休業期間が変更になったとき	変更後の育児休業期間の記載された就労証明書をご提出ください。育児休業期間中に、復職を早めて利用を希望する場合は、就労証明書の「保育所等入所次第育児休業を切上げて職場復帰可能」が「可」である必要があります。
申込み中に妊娠が分かったとき	母子健康手帳の写し（出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページ）をご提出ください。出産予定月の前後3か月を妊娠・出産事由に変更します。
認可外保育施設の利用をしている場合	月極めで利用している場合には、在園証明書を利用施設に発行してもらい提出してください。
その他変更事項があったとき	住所・氏名・電話番号の変更、家庭状況の変更（結婚・離婚等）、保育を利用する事由の変更をするときなどは、変更の届け出をしてください。

7. 申込みにあたっての注意事項

●内定を辞退する場合

入所の内定を辞退する場合には、内定先の保育所等と市役所保育課の両方に連絡していただくとともに、保育課に内定を辞退する旨の届出をご提出ください。

また、申込み自体も取り下げる場合には「保育所入所申込取り下げ書」もあわせてご提出ください。

申込みを続ける場合には取下げ書の提出は不要ですが、年度内の利用選考の際に、選考指数から減点されることとなりますのでご承知おきください。

●申込みを取り下げる場合

保育所等の利用の申込みを取り下げる場合には、「保育所入所申込取り下げ書」をご提出ください。

●申込みの有効期間

申込の有効期間は、令和3年3月利用分までです。

令和3年4月以降の入所についても希望する場合には、申込みが改めて必要となります。

（令和3年4月以降の申込みは、令和2年10月頃を予定しています。）

また、4月2次の利用選考の結果、入所が出来なかった場合、5月以降の利用選考の継続について意向調査があります。引き続き利用選考を希望する方は、希望票の提出が必要です。

8. 保育所等入所後について

●お子様が保育所等に慣れるまでの短縮保育（ならし保育）について

利用開始直後は、お子様のストレスを少なくするため、保育所等に慣れるまで短い時間の保育（ならし保育）を行い、徐々に通常の保育時間にしていきます。就労等で利用される方は、保育時間にご注意ください。ならし保育の期間は、お子様の状況によって多少の差がありますので、利用開始時に保育所等と相談してください。

●家庭状況の変更に伴う報告について

利用中に、以下に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに小田原市保育課及び各施設に「届出事項変更届出書」で変更事項を届け出るようにしてください。

- (1) 住所・氏名・電話番号等に変更があった場合
- (2) 出産や育児のため休業をする場合
- (3) その他家庭状況に変更があった場合（結婚、離婚等）
- (4) 保護者が就労を辞め、「求職中」となった場合
※転職により就労先が変更になった場合は、改めて就労証明書をご提出ください。
- (5) 小田原市外へ転出し、引き続き同じ保育所等を利用したい場合は、転出先の市町村で手続きが必要となりますので事前にご相談ください。

●長期欠席について

家庭の事情や健康状態から、1 か月以上の長期欠席をする場合は退所していただくこととなりますのでご了承ください。なお、1 か月に満たない欠席の場合は、各保育所等へ理由を申告するようお願いいたします。

●退所について

家庭の事情等により保育所等を退所する場合は、退所する月の15日頃までに「保育の実施解除申請書」に必要事項を記入の上、小田原市保育課又は各保育所等へ提出するようにしてください。

「保育の実施解除申請書」の提出が遅れると、翌月の保育料を支払っていただくこととなりますのでご了承ください。

●入所後に妊娠が分かった場合

母子健康手帳の写し（出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページ）をご提出ください。出産予定月の前後3か月を妊娠・出産事由に変更します。引き続き育児休業を取得する場合には、育児休業期間の記載された就労証明書を提出してください。

●求職中から就労が決定(内定)した場合

就労決定（内定）先の就労証明書を提出してください。また、保育時間の変更を希望する場合には合わせて変更の届出を提出してください。

●翌年度継続利用申込について

例年12月頃に、入所保育所等を通じて、翌年度の保育所等の継続利用を希望する方には継続利用申込書を提出していただきます。その際に、保育を必要とする事由が確認できる書類もあわせて提出していただきます。

9. 保育時間について

保育所等の開所時間（保育所が開いている時間）は基本的に 11 時間です。利用可能時間は、各保育所等の開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」の状況から、保育時間が保育の必要量によって「保育標準時間（おおむね 11 時間）」と「保育短時間（おおむね 8 時間）」のいずれかに区分され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金（保育料）が決められます。

ただし、勤務形態や通勤時間等により 8 時間の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合など、認定変更申請により保育標準時間へ変更できる場合があります。詳細については保育課へお問い合わせください。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【フルタイム】	保育標準時間	災害の復旧	保育標準時間
就労【パートタイム】	保育短時間	求職活動	保育短時間
出産	保育標準時間	就学	就労に準じて判断
病気・けが・障がい	保育標準時間	虐待・DV	保育標準時間
病人の看護等	保育標準時間	その他	状況によって判断

「保育の必要量の区分」は、「保育の必要性の区分」とあわせて認定されます。

（例：「2号認定－保育標準時間」、「3号認定－保育短時間」）

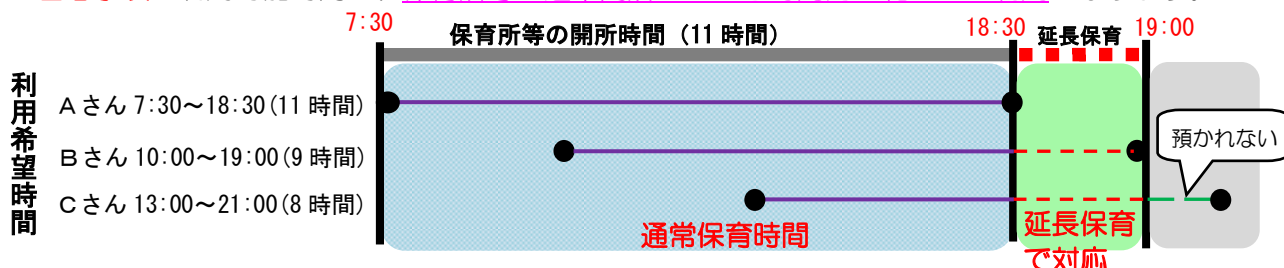
なお、保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできますが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできませんのでご注意ください。

求職活動をされていた方が、就労決定した場合で、保育標準時間への変更を希望する場合には、就労証明書の提出と保育時間の変更希望の届出の両方が必要になります。

<「保育標準時間」利用の場合>

<例> 【開所時間】 7:30～18:30 【延長保育時間】 18:30～19:00 の場合

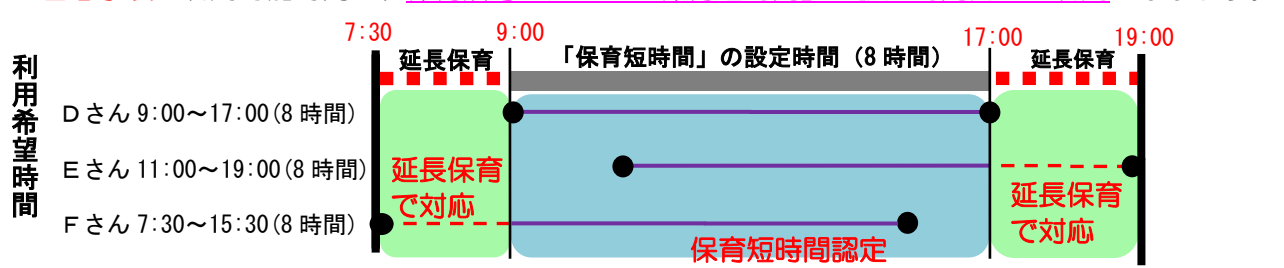
※留意事項 利用可能時間は、**保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用**となります。



<「保育短時間」利用の場合>

<例> 【設定時間】 9:00～17:00 【延長保育時間】 7:30～9:00 17:00～19:00 の場合

※留意事項 利用可能時間は、**保育所等が定める「保育短時間」の設定時間内の利用**となります。



※ この図での開所時間や、「保育短時間」の設定時間は一般的な例です。実際の時間は、園によって異なりますので、ご注意ください。

※ 延長保育については、別途料金がかかります。延長保育実施状況は園によって異なります。

※ また、この図は、利用希望時間と開所時間、「保育短時間」の設定時間の関係を説明したもので、実際に園を利用する場合は、好きな時間に登園してよいわけではなく、園で定めた時間までに登園する必要があります。

10. 利用者負担金（保育料）について

□ 3～5歳児クラスの子ども

令和元年10月から、3歳児クラス以上の保育料が無償になります。（実費として徴収されている費用（通園送迎費、給食食材料費、行事費等）や延長保育料等は、無償化の対象外です。）

給食費について

施設で提供する給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、主食・副食費ともに保護者のみなさまの実費負担となります。施設の設定した金額を直接施設にお支払いください。

年収約360万円未満の世帯の子どもおよび、第3子以降（※）の子どもについては、副食費部分の支払いが免除されます。対象者には、市から通知します。※小学校就学前の子どもで保育所などに入所している子どもで算定

□ 0～2歳児クラスの子ども

保育所等の利用にかかる利用者負担金（保育料）は世帯の収入に応じて決定します。

4月分から8月分は前年度の市民税を基に、9月分から翌年3月分は当年度の市民税を基にそれぞれ保育料を算定いたしますので、9月に保育料が変更となります。

【保護者負担金（保育料）の算定基準】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
←—————→					←—————→						
前年度の市民税を基に保育料を算定					当年度の市民税を基に保育料を算定（9月に保育料変更）						

- (1) 公立と民間で保育料の料金の違いはありません。
- (2) 認可保育所、小規模保育事業、認定こども園（保育部）で保育料の料金の違いはありません。
- (3) 保育所等の利用中は、実際の利用の有無に係らず毎月保育料を納付していただきます。
- (4) 以下の場合は、最高額の保育料がかかりますのでご注意ください。
 - ・住民税が未申告の場合 → 必ず税の申告を行ってください。
 - ・ ※転入された方は、転入前に居住していた市区町村にて必ず税の申告を行ってください。
 - ・ 転入された方で、マイナンバーの提供に御同意いただかず、保育料算定の基礎となる書類（課税証明書等）が未提出の場合
 - ・ 外国にいた方で、収入のわかる書類が未提出の場合
- (5) 保育料算定の基礎となる書類が申込時に未提出であっても、選考において不利になることはありません。

● 保育料を算定する市区町村

お住まいの市区町村の基準に基づいて、その市区町村で決定されます。小田原市にお住まいの方は、17～18ページの「令和2年度3号認定月額利用者負担」の階層表をご覧ください。

● 保育料の軽減について

就学前児童の兄弟・姉妹が同時に保育所等を利用している場合、第2子は半額に、第3子以降は無料となります。また、兄弟・姉妹の上の子が幼稚園、認定こども園（幼稚部）、障害福祉施設、企業主導型保育事業に在園している場合でも、保育所等を利用しているとみなして、同様のサービスを行っています。当該事由で保育料の減額を受ける場合は、各施設より別紙「在園証明書（別途様式）」に必要事項を記入してもらい証明を受けた上で、小田原市保育課へ提出ください。

※ 「障害福祉施設」とは、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援や医療型児童発達支援等を実施する施設のことを指します。

●生計を一にする子ども

就学・療養などの理由により別居しているが、生活費学資金・療養費などの送金が行われているなどの「生計を一にする子」がいる場合には、世帯の市民税額所得割額に応じて、保育料の軽減が適用される場合があります。軽減にあたり届出が必要となりますので、保育課へお問い合わせください。

●在宅障がい児（者）のいる世帯の場合

在宅障がい児（者）のいる世帯（次の者がいる世帯）については、世帯の市民税額所得割額に応じて、保育料が軽減となる場合があります。軽減にあたり手帳等の写しの提出が必要になりますので、入所申込みの際に添付してください。

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

●祖父母と同居している世帯の場合

対象年(度)の父母の収入に対して賦課される市民税が非課税の世帯については、国からの指導により、生活保護費に準じた本市独自の基準を設け、基準未満の収入の世帯について、同居の祖父母がいる場合、祖父母分の税額による保育料算定を行うこととさせていただいております。

●みなし寡婦（夫）控除の適用

婚姻歴のない（未婚）ひとり親家庭に対しては、寡婦（夫）控除をみなし適用して算定することで、保育料が減額になる場合があります。該当する方は、事前にお問い合わせください。

●保育料の支払先

利用する施設によって、支払先が次のように異なります。

	利用施設	支払先
小田原市にお住まいの方	小田原市内の認可保育所（公立・民間）	小田原市
	市外の認可保育所（民間）	
	市外の認可保育所（公立）	保育所のある市区町村（またはその保育所）
	小規模保育事業（市内・市外・公立・民間） 認定こども園（市内・市外・公立・民間）	利用施設に直接
市外にお住まいで小田原市内の施設を利用する方	小田原市内の認可保育所（民間）	お住まいの市区町村
	小田原市内の認可保育所（公立）	小田原市（またはその保育所）
	小田原市内の小規模保育事業（民間）	利用施設に直接
	小田原市内の認定こども園（民間）	

●保育料の納付方法について

小田原市にお住まいの方で小田原市が支払先となる保育料は、原則口座振替でのお支払いとなります。「小田原市納付金口座振替依頼書兼変更・解約届」に必要事項をご記入の上、金融機関で登録手続きをしてください。登録用紙は、市内各金融機関又は小田原市保育課にございます。なお、振替日は毎月末です。

市ホームページからもダウンロードできますが、この場合は保育課に御提出ください。

登録は、保育所を利用する児童ごとに必要です。

口座振替のお申込みをいただいてから、開始までに約 40～60 日程度かかります。

口座振替の手続が完了していない方や都合により口座振替の手続きができない方につきましては、毎月 15 日以降に保育所経由でお渡しする**納入通知書兼領収証書**でお支払いください。

（市外の民間保育所に通園されている場合は、郵送にてご自宅に送付させていただきます。）

対象 金融 機関	横浜銀行 スルガ銀行 みずほ銀行 りそな銀行 静岡銀行 三井住友銀行 静岡中央銀行 三井住友信託銀行 さがみ信用金庫 中南信用金庫 中央労働金庫 小田原第一信用組合 かながわ西湘農業協同組合 ゆうちょ銀行（郵便局を含む。）
----------------	---

●市民税額の見方について

保護者の方の市民税額の所得割額を合算した額で保育料の階層が決定されます。この場合における所得割額は、「税額控除前の所得割額」から「調整控除額（例：1,500円）」を引いた額が算定額となります。所得割額が課税されていない場合は、均等割額が課税されているかを確認します。

※実際にお支払いになる納税額とは異なる場合があります。

※配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用前の金額となります。

(1) 主に給与所得者の方の例【給与から住民税を引かれている方（特別徴収税額の決定の方）】

例年6月頃に勤務先から配布される「令和●●年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の市民税額の欄をご覧ください。（通知書の様式は市区町村によって異なる場合があります。）

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）																																					
所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	市民税	税額控除前所得割額④	④	税額控除額⑤	⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	県民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	額	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額(⑩-⑨-⑪)	変更前税額⑫	増減額(⑧-⑫)	変更月	月			
	給与所得			総所得金額①		総所得③		山林所得						分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	税額控除前所得割額④		税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧		控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額(⑩-⑨-⑪)	変更前税額⑫	増減額(⑧-⑫)	変更月	月				
	その他の所得計			総所得金額①		総所得③		山林所得						分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	税額控除前所得割額④		税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧		控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額(⑩-⑨-⑪)	変更前税額⑫	増減額(⑧-⑫)	変更月	月				
所得控除	雑損		障・寡・勤		控除	扶養親族該当区分	本人	該	区分	繰越損失																											
	医療費		配偶者			控除	本人	該	区分	繰越損失																											
	社会保険料		配偶者特別			控除	本人	該	区分	繰越損失																											
	小規模企業共済		扶養			控除	本人	該	区分	繰越損失																											
生命保険料		基礎		控除	本人	該	区分	繰越損失																													
地震保険料		所得控除合計②		控除	本人	該	区分	繰越損失																													
(摘要)																																					
○住民税（市民税・県民税）からの住宅借入金等特別税額控除については、「税額控除額⑤」に他の税額控除等と合算して記載しています。詳しくは裏面「③税額の計算方法」の(注)2をご覧ください。																																					

④税額控除前所得割額 — 調整控除額（⑤税額控除額の一部：例1,500円）＝保育料算定の基準となる所得割額

※⑤税額控除額には、調整控除額以外の税額控除の金額も含まれています。「調整控除」のみの額については、この通知書の裏面をご確認ください。

(2) 主に事業をなさっている方の例【口座振込や納付書等で住民税を納付している方（普通徴収の方）】

例年6月頃に市から送付される「●●年度 市民税・県民税 納税通知書」の「●●年度 市民税・県民税の課税計算明細書」の市民税額の欄をご覧ください。（通知書の様式は市区町村によって異なる場合があります。）

年度 市民税・県民税の課税計算明細書																																		
通知書番号	台帳番号	備考	所得	所得控除	課税標準額	市民税	県民税	合計	特徴支払者																									
営業等・農業	円	雑損・医療	円	円	円	円	円	円	年金種類																									
不動産	円	社保・小規模	円	総所得	円	円	円	円	年4月																									
利子	円	生命保険料	円	分離長期	円	円	円	円	年6月																									
配当	円	地震保険料	円	分離短期	円	円	円	円	年8月																									
給与	円	本人障害	円	山林・株式・先物	円	円	円	円	年10月																									
雑・総譲・一	円	扶養障害	円	税額控除前所得	円	円	円	円	年12月																									
計	円	寡・勤	円	調整控除	円	円	円	円	年2月																									
分離長期	円	扶養	円	税額控除	円	円	円	円	計																									
分離短期	円	配偶者	円	所得割	円	円	円	円																										
山林・株式・先物	円	配偶者特別	円	均等割	円	円	円	円																										
繰越損失	円	基礎	円	所得割	円	円	円	円																										
年税額(A)円	給与からの特別徴収税額(B)円	年金からの特別徴収税額(C)円	差引普通徴収税額(A)-(B)-(C)円	合計	円	円	円	円																										
<p>①税額控除前所得割額</p> <p>— ②調整控除額</p> <p>＝保育料算定の基準となる所得割額</p>																																		
<p>特徴支払者</p> <p>年金種類</p>																																		
<p>年度別徴収納付額(円)</p> <table border="1"> <tr><td>年4月</td><td>円</td></tr> <tr><td>年6月</td><td>円</td></tr> <tr><td>年8月</td><td>円</td></tr> <tr><td>年10月</td><td>円</td></tr> <tr><td>年12月</td><td>円</td></tr> <tr><td>年2月</td><td>円</td></tr> <tr><td>計</td><td>円</td></tr> </table>										年4月	円	年6月	円	年8月	円	年10月	円	年12月	円	年2月	円	計	円											
年4月	円																																	
年6月	円																																	
年8月	円																																	
年10月	円																																	
年12月	円																																	
年2月	円																																	
計	円																																	
<p>年度別徴収納付額(円)</p> <table border="1"> <tr><td>年4月</td><td>円</td></tr> <tr><td>年6月</td><td>円</td></tr> <tr><td>年8月</td><td>円</td></tr> </table> <p>(年金から引落しで納めていただく税額)</p> <p>上記の金額を年度の市・県民税として年金から徴収します。</p>										年4月	円	年6月	円	年8月	円																			
年4月	円																																	
年6月	円																																	
年8月	円																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期別</th> <th>納期限</th> <th>税額</th> <th>充当額</th> <th>充当後税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1期</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p>(納付書で納めていただく税額)</p>										期別	納期限	税額	充当額	充当後税額	第1期		円	円	円	第2期		円	円	円	第3期		円	円	円	第4期		円	円	円
期別	納期限	税額	充当額	充当後税額																														
第1期		円	円	円																														
第2期		円	円	円																														
第3期		円	円	円																														
第4期		円	円	円																														

※(1)(2)の両方の通知をもらっている方は、(2)をご覧ください。

令和2年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等以外の世帯）

階層区分		3号認定利用者負担（3歳未満）	
		保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円	0円
C1	均等割の額のみ	9,300円 (4,600)	9,100円 (4,500)
C2	10,000円未満	11,400円 (5,700)	11,200円 (5,600)
C3	10,000円以上 48,600円未満	13,000円 (6,500)	12,800円 (6,400)
C4	48,600円以上 57,300円未満	16,000円 (8,000)	15,700円 (7,800)
C5	57,300円以上 67,500円未満	18,500円 (9,200)	18,200円 (9,100)
C6	67,500円以上 77,700円未満	21,500円 (10,700)	21,100円 (10,500)
C7	77,700円以上 87,900円未満	25,500円 (12,700)	25,100円 (12,500)
C8	87,900円以上 97,000円未満	29,500円 (14,700)	29,000円 (14,500)
C9	97,000円以上 123,300円未満	32,500円 (16,200)	31,900円 (15,900)
C10	123,300円以上 148,500円未満	36,000円 (18,000)	35,400円 (17,700)
C11	148,500円以上 169,000円未満	40,000円 (20,000)	39,300円 (19,600)
C12	169,000円以上 224,400円未満	44,000円 (22,000)	43,300円 (21,600)
C13	224,400円以上 266,200円未満	48,000円 (24,000)	47,200円 (23,600)
C14	266,200円以上 301,000円未満	52,000円 (26,000)	51,100円 (25,500)
C15	301,000円以上 349,000円未満	56,000円 (28,000)	55,000円 (27,500)
C16	349,000円以上 397,000円未満	60,000円 (30,000)	59,000円 (29,500)
C17	397,000円以上	64,000円 (32,000)	62,900円 (31,400)

【C1～C5階層（所得割が57,700円未満の世帯に限る。）】
保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

【C5～C17階層（所得割が57,700円以上の世帯）】
同一世帯に、「対象施設（※1）」に入所または支援を受けている就学前児童がいる場合は、その子のうち年齢の高い児童から1人目は左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

※ この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

※1 【対象施設】

- ・認可保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・特別支援学校幼稚部
- ・児童心理治療施設 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・企業主導型保育事業

令和2年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等に該当する世帯）

階層区分		3号認定利用者負担（3歳未満）	
		保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円	0円
C1	均等割の額のみ	4,600円	4,500円
C2	10,000円未満	5,700円	5,600円
C3	10,000円以上 48,600円未満	6,500円	6,400円
C4	48,600円以上 57,300円未満	8,000円	7,800円
C5	57,300円以上 67,500円未満	9,000円	9,000円
C6	67,500円以上 77,101円未満まで	9,000円	9,000円
C6～ C17	77,101円以上	ひとり親等以外の世帯の C6～C17階層と同様に算定	

【C1～C6階層（所得割が77,101円未満の世帯に限る。）】
保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目以降は0円

- ※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- ※ この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）
- ※ 婚姻歴のない（未婚）ひとり親家庭に対しては、寡婦（夫）控除をみなし適用して算定することで、保育料が減額になる場合があります。該当する方は、事前にお問い合わせください。

<ひとり親等世帯とは次の世帯です。>

- ・ひとり親世帯（寡婦（夫）控除のみなし適用を受けているひとり親世帯を含む。）
- ・次の在宅障がい者（児）のいる世帯（保育料の算定に当たり手帳等の写しの提出が必要となります。）
 身体障害者手帳の交付を受けた者
 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 療育手帳の交付を受けた者
 特別児童扶養手当の支給対象児童
 国民年金の障害基礎年金等の受給者

11. その他の保育サービスについて

●一時保育事業について（※全ての保育所で行っているわけではありません）

通常の保育所等の利用とは別に、保護者の方が、「就労」「就学」「通院」「買い物」「息抜き」「冠婚葬祭」などの理由で、日中にお子様を一時的に保育所に預けることができるサービスを行っている保育所があります。保育所等に直接申込みし、施設側が受入可能であれば利用できるサービスです。一時保育サービスの利用を希望する方は、各施設へご連絡ください。なお、利用にあたっては各施設で定めた利用料金が掛かります。実施施設は、3、4ページの施設一覧の「一時」の欄をご覧ください。

●小田原市内の認可外保育施設について

小田原市内にある認可外保育施設で、一般の方の利用が可能な施設として次の施設があります。申込方法、保育料金、保育可能年齢、保育時間などは各施設に直接お問い合わせください。

施設名	住所	電話
未来っ子 幼児教育センター	南鴨宮1-5-40	47-0319
ぎんが邑「ママちゃんHOUSE」	曾我光海8-3	42-3063
Nursery May	鴨宮811-1アーバンステージ202号室	20-4226
ダイナシティ保育園 ※	中里208 ダイナシティ ウエスト4F	44-4366
バンビーノハウス ※	栄町2-12-10	21-2115
クーピーガーデン ※	栄町2-13-3セルアージュ小田原銀座通り2F	46-8780
ナーサリーとみず ※	飯田岡92-1	46-6964

※ 国の助成制度（企業主導型保育事業）を活用し、設置された保育施設になります。

●病児・病後児保育サービスについて

病気中や病気回復期で集団保育が困難なお子様を、専用の保育室で看護師等がお預かりすることにより、お子様にとって無理のない環境で保育するサービスを行っている施設があります。利用するには市または施設へ事前登録が必要です。（※詳しい内容は、小田原市保育課にお尋ねください。）

【病児保育サービス】

●医療法人横田小児科医院 病児保育室「^{ジャムボ}JAMBO!」

小田原市北ノ窪 514-1（横田小児科医院隣）
TEL：0465-34-6000 FAX：0465-34-1115
開所時間：月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分
休園日：土日祝日、年末年始、医療機関の臨時の休診日
利用定員：6名

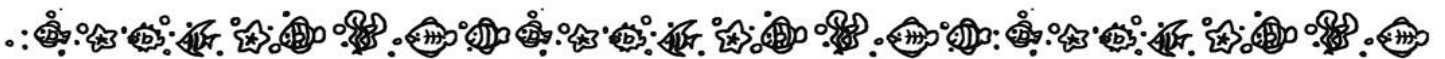
【病後児保育サービス】

●宗教法人城前寺 城前寺保育園病後児保育室「らっこ組」

小田原市曾我光海 20-1 2階（下曾我駅曾我病院側ロータリー）
TEL&FAX：0465-42-6354
開所時間：月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分
休園日：土日祝日、年末年始、城前寺保育園行事に伴う休園日
利用定員：4名

●社会福祉法人宝安寺社会事業部 病後児保育室 ほうあんりすのもり

小田原市浜町 1-3-8（小田原愛児園園舎内）
TEL：080-4371-1900、FAX：0465-22-3524
開所時間：月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分
休園日：土日祝日、年末年始、小田原愛児園・小田原乳児園行事に伴う休園日
利用定員：4名



【問い合わせ先】

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市子ども青少年部 保育課 保育係（小田原市役所 5 階・緑通路）

TEL：0465-33-1451 FAX：0465-33-1456

【保育コンシェルジュへの相談】

相談日時：平日 9時～12時・13時～17時

場所・電話番号：上記問い合わせ先と同じ

※外出中やほかの相談者の対応中の場合がありますので、電話予約をお願いします。

保育コンシェルジュとは、保護者のニーズにあった保育サービスのアドバイスなどを行う、保育士資格を持った専門相談員です。
保育所等の入所相談のほか、保育サービスに係るさまざまな情報をお伝えします。



この手引きは、申込後、入所後も必要になることがありますので、大切に保管してください。